



国際法における不干渉原則論の構図(1)

—適用問題への一視座—

藤 澤 巖

序章 問題の所在

第1節 干渉の国際法規制の問題

第1項 実効性と適用可能性

(1) 干渉に関する一般国際法

主権国家体系において、主権国家間の相互的な不干渉の原則が、国際法の最も根本的な規範の一つであることは疑いえない。国際司法裁判所 (ICJ) の言葉を借りれば、「この原則は、すべての国家や国家集団に、直接または間接に、他の諸国の対内および対外事項に干渉することを禁止している。したがって、禁止された干渉は、国家主権の原則 (the principle of State sovereignty) によってそれぞれの国家が自由に決定することを許された諸事項に影響するものでなければならない。それらの一つは、政治、経済、社会および文化体制の選択であり、対外政策の形成である」⁽¹⁾。

それでは、この一般国際法上の干渉禁止規範は、どのような構造をもつのであろうか。通説的見解によれば、それは二つの要素から構成される⁽²⁾。一つは規律の対象となる行為である。規律対象行為は、一般に命

(1) Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Merits, Judgment, *I.C.J. Reports 1986* p. 108, para. 205.

(2) Alfred Verdross und Bruno Simma, *Universelles Völkerrecht: Theorie u. Praxis*, 3., völlig neubearb. Aufl., Berlin: Duncker & Humblot, 1984, pp.

300-306; Nguyen Quoc Dinh, Patrick Daillier et Alain Pellet, *Droit international Public*, 6e édition entièrement refondue, Paris: L.G.D.J., 1999, pp.434-440; Knut Ipsen, Volker Epping, Horst Fischer, Christian Gloria, Wolff Heintschel von Heinegg, und Hans-Joachim Heintze, *Völkerrecht*, 4., völlig neubearb. Aufl., München: C.H. Beck'sche Verlagsbuchhandlung, 1999, pp. 955-962; Thomislav Mitrovic, "Non-intervention in the Internal Affairs of States," in Milan Sahovic ed., *Principles of International Law concerning Friendly Relations and Cooperation*, Belgrade: The Institute of International Politics and Economics, 1972, pp. 219-275; Bernt Graf zu Dohna, *Die Grundprinzipien des Völkerrechts über die freundschaftlichen Beziehungen und die Zusammenarbeit zwischen den Staaten*, Berlin: Duncker & Humblot, 1973, pp. 103-134; Olivier Corten et Pierre Klein, *Droit d'ingérence ou obligation de réaction?*, Bruxelles: Editions Bruylant, 1992, p. 10; Ulrich Beyerlin, "Nichteinmischung," in Ignaz Seidi- Hohenveldern hrsg., *Völkerrecht*, 2., überarbeitete und erweiterte Auflage, Neuwied: Luchterhand, 1992, pp. 226-227; Thomas Oppermann, "Intervention," in Bernhardt, Rudolf, ed., *Encyclopedia of Public International Law* (hereinafter, *EPIL*), Amsterdam: North-Holland, 1992-, vol. 2, pp. 1437-1438; Albert Bleckmann, *Völkerrecht*, Baden-Baden: Nomos Verlag., 2001, p. 184; Eckart Wehser, "Die Intervention nach gegenwärtigem Völkerrecht," in Bruno Simma and Edda Blenk- Knocke hrsg., *Zwischen Intervention und Zusammenarbeit: Interdisziplinäre Arbeitsergebnisse zu Grundfragen der KSZE*, Berlin: Duncker & Humblot, 1979, pp. 32-54; Philip Kunig, "Intervention, Prohibition of," in Rüdiger Wolfrum ed., *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, vol. VI, Oxford: Oxford University Press, 2012, pp. 289-290; Marcelo Kohen, "The Principle of Non-Intervention 25 Years after the *Nicaragua* Judgment," *Leiden Journal of International Law*, vol. 25 (2012), pp. 160-161; Gerd Seidel, "Völkerrechtliches Interventionsverbot," in Pierre-Marie Dupuy, Bardo Fassbender, Malcolm N. Shaw, Karl-Peter Sommermann hrsg., *Völkerrecht als Wertordnung: Festschrift für Christian Tomuschat*, Kehl: N.P. Engel Verlag, 2006, pp. 844-845; Kerstin Odendahl, "Regimewechsel und Interventionsverbot" *Archiv des Völkerrechts*, Bd. 50 (2012), pp. 331-333 ; 山本草二『国際法 [新版]』有斐閣、1994年、214-223頁；金東勲「国内問題・国内事項不干渉の原則」寺沢一、内田久司編『国際法の基本問題』有斐閣、1986年、76-77頁。松田竹男

令的介入 (dictatorial interference) すなわち強制 (coercion) とされている。強制とは、一定の行動や結果を他国に押し付けることを目的とする行為であり、単なる抗議や周旋の申し入れとは区別される。この強制概念によって、干渉禁止規範が規律する行為と規律しない行為が区別されるのである。

しかし、強制に当たる行為すべてが禁止されているわけではない。一般国際法上違法な干渉として禁止されるのは、強制一般ではなく、相手国の国内管轄 (= 国家権限) 事項 (matters of domestic jurisdiction, affaires de la compétence nationale) を対象とする強制であるとされている。国内管轄事項とは、「国家の権限が国際法によって羈束されていない (non liée par le droit international) 国家活動の領域」、すなわち国際法により国家の裁量権限として認められた事項と一般に定義される⁽³⁾。

ここでは権限概念の定義はなされていないが、権限の羈束性といった用法から、ここでの権限概念は、「ある主体が自己の職務 (fonction) を遂行するのを可能にするために、当該主体に帰属する諸能力 (pouvoirs) と賦課される諸義務 (devoirs) の全体」または「ある領域で行為する能力 (aptitude à agir)」⁽⁴⁾ という一般的な定義で理解して問題ないと考えられる。また、上述した「国内管轄事項」の一般的定義において、「事項」が「国家活動の領域」と定義されていることや、この権限の一般的定義から、国内管轄事項の「事項」とは、何らかの事物の状態を指すのではなく、ある事物に関する国家の行為 (作為または不作為) を意味すると捉えることができる。国内管轄事項 = 国家権限事項とは、権限と呼ばれる能力および義務に基づく国家の行為の総体とみることができるのである。

「現代国際法と内政不干渉の原則」(下)『科学と思想』54号 (1984年)、218-224頁、など。

(3) Institut de Droit International, “La détermination des affaires qui relèvent essentiellement de la compétence nationale des Etats,” *Annuaire*, vol. 45 (1954), tome II, pp. 292-293.

(4) Gérard Cornu, *Vocabulaire juridique*, Paris: PUF, 2001, p. 177.

さらに通説では、強制の対象が裁量権限に基づく行為であるか羈束権限に基づく行為であるかによって、強制の適法性が判断されることになる。「羈束権限」とは、一般に「ある権威が複数の解決の間の選択をもたない場合において、当該権威が行使する能力」⁽⁵⁾と定義されるので、ここでは、国際法によって選択の余地なく国家に命令されている行為と理解することができる。

したがって、通説においては、「国際法によって命令されていない行為（＝裁量権限に基づく行為）の実現を他国に強制することの禁止」として、一般国際法上の干涉禁止規範が理解されている。逆に、国家の行為が裁量権限と羈束権限に二分されるとするなら、国際法によって命令されている行為（＝羈束権限に基づく行為）の実現を強制することは国際法上許容される。この理解においては、ある国家の行為が違法な干涉であるか否かを判断する際には、まずその行為が強制に当たるかどうかを検討される。そしてその行為が強制に当たると判断されたなら、さらにその強制が、国際法によって命令された行為の実現を目的とするものであるか否かという基準に従って、適法性・違法性が評価されることになるだろう。

一般に法規範は、「一般的に（generell）記述された事実関係である『要件事実（Tatbestand）』に、同じく一般的に記述された『法効果（Rechtsfolge）』を割り当てる」法命題（Rechtssatz 法規）の形式で記述される⁽⁶⁾。つまり法規範は、要件事実と法効果の二つの部分から構成される。以上の不干涉規範を法命題の形式に当てはめるならば、干涉の禁止が法効果であり、干涉という規律対象行為の定義である強制概念お

(5) *Ibid*

(6) Karl Larenz, *Methodenlehre der Rechtswissenschaft*, 6. Aufl., Berlin: Springer-verlag, 1991, p. 251. この法規の「一般的」性格とは、「まさに特定の事例についてだけでなく、その空間的および時間的妥当範囲内において、『同種の（solcher Art）』のすべての事例について妥当すること」を意味する。*Ibid*, p. 251. したがってこの法命題の「一般」性は、本章で後に検討する「抽象性」の概念に一致する。

よび、適法性判断の基準としての裁量権限に基づく他国の行為の実現という強制の目的は、強制の主体である主権国家などと共に、要件事実に含まれると言うことができる。

(2) 実効性および適用可能性についての疑問

しかし、国際社会の現実を観察してみると、国際社会には、このように理解される干涉禁止規範とは齟齬するように解釈できる諸事実が見受けられる。例えば米国は、政治体制の非民主性を理由に長年にわたりキューバに大規模な経済制裁を科している⁽⁷⁾。この経済制裁は、キューバの国内政治体制の変更を目的の一つに、第三国とキューバの間の取引の制限をも含む包括的な貿易禁止措置を科すものであり、通説の基準を適用すれば、キューバの国内管轄事項への強制であり違法であると判断できるはずである。米国は、干涉の禁止に公然と違反していることになる。

しかも、米国のキューバに対する経済封鎖のような、武力行使を伴わない行為としてはこれ以上強制的な性格を有するものは考えにくい措置に対してすら、干涉であるとの非難が一致して浴びせられてはいない。国連総会は1992年以来、キューバに対する米国の経済封鎖措置の停止を求める決議を毎年採択している。そこではもちろん、前文で「諸国の対内事項への不干渉と不介入」の原則が言及されている。しかし、決議が停止を求める措置は、「他国の主権やそれらの諸国の管轄下にある存在または諸個人の正当な利益、貿易および航海の自由に影響を及ぼす域外的効果を有する」法および規制であり、第三国に対する立法の域外適用が問題とされているに過ぎず、キューバに対する経済封鎖自体については、それが違法な干涉に当たるかどうかについての評価はなされていない⁽⁸⁾。

このような事例を念頭において、学説に示されている干涉禁止規範が

(7) 概要については、Michael P. Malloy, *United States Economic Sanctions: Theory and Practice*, Hague: Kluwer Law International, 2001；岡部恭宜「経済制裁の論理—米国のキューバ経済制裁の有効性—」『外務省調査月報』、1998年、No. 4、1-48頁を見よ。

現実の国際関係では実現されていない（以下、実効性の欠如と呼ぶ）とか、あるいは現実の個別具体的な国家の行為の適法性を判断する基準としては機能していない（以下、適用不能性⁹⁾と呼ぶ）という指摘がしばしばなされている。

この指摘が経験的に妥当するか否かは、それ自体非常に大きな論点であり、回答するためには膨大な調査研究が必要であろう。ここでこの疑問に完全に答えることはできない。そこで本研究では、その第一歩として、仮にそのような実効性の欠如や適用不能性が経験的に妥当するとする場合に、その原因はどこに求めることができるかを検討していきたい。

この国際法による干渉の禁止の実効性、適用不能性の原因について

(8) たとえば、United Nations Documents (hereinafter omitted), A/RES/67/4; Maziar Jamnejad and Michael Wood, "The Principle of Non-Intervention," *Leiden Journal of International Law*, vol. 22 (2009), p. 371.

(9) 適用不能性またはその逆としての適用可能性という表現はあまり成熟した表現ではないかもしれない。学説においては、このようにある規範を個別具体的な結果や行動、権利義務を評価するために用いることができることやできないことを、「自動執行的 (self-executing)」という言葉で表現する例が見られる。Michel Virally, "Le rôle des 《principes》 dans le développement du droit international," in *Recueil d'études de droit international en hommage à Paul Guggenheim*, Genève: Imprimerie de la Tribune de Genève, 1968, p. 533; Hermann Mosler, "International Society as a Legal Community," in *Académie de Droit International, Recueil des Cours* (hereinafter, *RdC*), tome 140 (1974-IV), pp. 85, 88-89; Gaetano Arangio-Ruiz, *The Declaration of Friendly Relations and the System of the Sources of International Law*, Alphen aan den Rijn: Sijthoff, 1979, p. 70. しかし、「適用可能である (applicable)」「適用可能でない (inapplicable)」、「直接適用 (direct Application)」という表現も用いられている。Virally, *supra* n.9, p. 533; Mosler, *supra* n.9, p. 85; Arangio-Ruiz, *supra* n.9, p. 70. 自動執行的という表現は国際法の国内の実施の問題で通常用いられており、また他に適当な用語も見出せないので、本研究では適用可能性および適用不能性という語を採用した。

は、大きく二つの解釈が可能であろう。一つは法外在的な視点であり、干渉の禁止は実定国際法上確固として存在するが、政治的・経済的事情により、諸国はこれを遵守していないし、他国の行為の評価基準として援用することもない、と考えることができる。例えばノエル (Jaques Noel) は、「現実と法のこの不一致は、政治の領域に身をおく場合のみ説明されることができるとしている⁽¹⁰⁾。もう一つは法内在的な視座であり、実定国際法自体に、諸国がこの規範を援用するのを難しくする要因が存在すると考える。

外在的観点によって非実効性の多くの部分を説明することは理論的には可能である。しかし、国際法規範自体の法的性格に内在的原因が存在し、最初から実効性や適用可能性が法において想定されていない場合には、そもそも外在的理由は問題にならない。法規範自体は実効性および適用可能性を前提としているのにも拘らず、現実には当該規範が実現されておらず援用もされていない場合に初めて、外在的原因を検討する必要が生じるはずである。

したがって、むしろまずは国際法学の枠組みの中で、干渉禁止規範自体の法的性質に着目した内在的視点から検討すべきであろう⁽¹¹⁾。そこで本研究は、干渉禁止規範自体に、当該規範が他の国際法規範に比べてとくに実効性や適用可能性を欠く原因があるのではないかという内在的観点から、この実効性および適用不能性の原因を検討したい。

(10) Jacques Noel, *Le principe de non-intervention: théorie et pratique dans les relations inter-américaines*, Bruxelles: Editions de l'université de Bruxelles, 1981, pp. 221-224.

(11) 外在的研究は、その次の段階の問題である。その際にも、干渉禁止規範の実効性や適用可能性についての疑問は、他の国際法規範に比べ干渉規範が諸国に遵守されず、援用もされない度合いが突出していることを問題としているのであり、外在的視点からこの問題に答えるためには、干渉禁止規範は他の規範に比較して国家の政治的経済的利益に抵触する度合いがとくに高いことを実証する必要がある。これを実現するためには膨大なデータの収集と分析が要求され、当面は現実的ではないと思われる。

(3) 先行研究

① 強制概念の不確定性

この法内在的視点に関しては、学説上大きく分けて二つの見解が存在する。一つは、干渉を禁止する国際法規範が規律の対象としている、干渉の定義としての他国の意思の強制の概念に着目するものである。ノイホルト (Hanspeter Neuhold)⁽¹²⁾や、ヴェルーヴェン (Joe Verhoeven)、アビサーブ (Georges Abi-Saab) などがこの立場に分類できる⁽¹³⁾。彼らは、単なる圧力と違法な強制を区別する基準の欠如や不明確さによる適用の困難、例えば行為国の強制意思の認定の難しさを指摘する。ノイホルトは、「個々の事例において、禁止された圧力と、国際関係の拡大と緊密化によって絶えず多様化している外交の日常において許容された影響力の間にこの境界線を引くのは困難である。国際法の具体化と実現のための集権的機関の欠如は、諸条約や政治的諸文書、文献の大部分で提供されている一般的な諸定式がその際にわずかな有用性しかもたないという状況を生じさせる。逆にこれらの定式は、他国を干渉と非難する当事国によっても、自己の影響力行使の適法性を主張する当事国によっても、それら当事国の視点のための議論として役立つのである。このように乖離した諸解釈についていかなる上位の審級も拘束的に

(12) Hanspeter Neuhold, *Internationale Konflikte: Verbotene und erlaubte Mittel ihrer Austragung*, Wien: Springer, 1977, pp. 273, 297.

(13) Joe Verhoeven, “Non-intervention: 《affaires intérieures》 ou 《vie privée》?,” in *Le droit international au service de la paix, de la justice et du développement: mélanges Michel Virally*, Paris: Pedone, 1991, pp. 495–496; Georges Abi-Saab, “Some Thoughts on the Principle of Non-intervention,” in Karel Wellens ed., *International Law: Essays in Honour of Eric Suy*, The Hague: Martinus Nijhoff Publishers, 1998, p. 234; Wilhelm A. Kewenig, “Die Anwendung wirtschaftlicher Zwangsmaßnahmen im Völkerrecht,” in *Berichte der Deutschen Gesellschaft für Völkerrecht*, Heft 22 (1982), p. 17; Odendahl, *supra* n.2, pp. 333, 337; Jamnejad and Wood, *supra* n.8, p. 367; Seidel, *supra* n.2, pp. 833–834; Kunig, *supra* n.2, p. 290.

判断できないであろう。これらは、国際体系の構造的脆弱さのため、まったく稀なことではない」と言う⁽¹⁴⁾。

② 国家実行と学説の乖離

もう一つは、学説において定式化されている規範内容と、国際社会の法構造や実定国際法の根拠となる国家実行との乖離を主張する見解である。この見解では、学説で主張されている干渉についての諸規則はそもそも実定国際法ではなく、当然実効性などないと言われる。

ロウ (Vaughan Lowe) によれば、「諸規則の体系的集合という意味での国際法は、それらの諸規則を明確化する任務を自らに課した法律家たち、諸国際組織、諸法廷の副産物である」⁽¹⁵⁾。そして、国際機関や裁判所、学者が国家実行を整理することにより明文化された規範は、一度文書化されると、他の文書化された規範との整合性のみが問題とされるようになり、現実の国家実行の傾向と無関連化していく⁽¹⁶⁾。不干渉原則もその例外ではなく、「このようにして、決議2625のような諸文書は、国家実行と道徳原則から同時に切り離されるようになったのである」⁽¹⁷⁾。ロウの議論は、学説だけでなく、国際判例や国際組織の決議なども射程に収めるものだが、ここでは本研究の関心に従って学説についての彼の所論に着目したい。

他方でカーティー (Anthony Carty) は次のように議論している。最初は学説によって、後には条約によってなされた干渉の禁止は、個人間関係と国家間関係を同一視する国内法類推に基づいたものである。このようなモデルからの不干渉原則の導出は、ヴァッテル (Emmerich de

(14) Neuhold, *supra* n.12, pp. 273, 297.

(15) Vaughan Lowe, “The Principles of Non-Intervention: Use of Force,” in Vaughan Lowe and Colin Warbrick eds., *The United Nations and the Principles of International Law: Essays in memory of Michael Akehurst*, London: Routledge, 1994, p. 72.

(16) *Ibid.*, pp. 71-75.

(17) *Ibid.*, p. 73.

Vattel) が自然法論に基づき最初に行ったものであるが、彼は、国家実行から不干渉原則を導出したのではなく、逆に国家実行を批判し、解釈するための枠組みとして、平等な主権国家の並存という多元主義と不干渉原則を導入した。この不干渉原則は、一般慣習法 (general custom) を国際法体系の基礎とするその後の国際法学においても、先験的な命題として維持された。すなわち、慣習法の証拠としての国家実行の検討に際して、不干渉原則はあらかじめ前提とされており、直接国家実行から干渉についての慣習法の存在を証明するのではなく、むしろ不干渉原則という先験的な基準に照らして、個々の国家実行の関連性や意義が評価されるという議論の構造が存在したとカーティーは捉えている。つまり、不干渉原則に適合的な国家実行しか法的意義を認めないという国家実行の取捨選択が行われ、学説上の不干渉原則の法的地位は、国家実行によっては決して反証されない仕組みになっていたと理解されるのである⁽¹⁸⁾。しかしカーティーによれば、現実の国際社会の構造および国家の行動様式はそのようなモデルに適合するものではなく、干渉については何ら実定国際法が存在しない。したがって、このような不干渉原則は実効性をもたない⁽¹⁹⁾。

それでは、以上のような先行研究についてどのように評価すべきであろうか。項を改めて検討しよう。

第2項 規範の不確定性

(1) 規範自体の確立という前提問題

ノイホルトラの議論は、強制概念が不確定であるがゆえに、適用が困難であるというものであった。すなわち彼らは、強制という規律対象行為および国内管轄事項という適法性判断基準を中核とする規範自体は確立していることを前提とし、その規範が用いる概念が不確定であると

(18) Anthony Carty, *The Decay of International Law?: A Reappraisal of Legal Imagination in International Affairs*, Manchester: Manchester University Press, 1986, pp. 95-97.

(19) *Ibid.*, pp. 87-107.

説いていると捉えることができる。しかし、そもそも規範内容自体は確立しているという前提自体自明ではない。この前提は、規律対象行為および適法性判断基準の観点から議論の余地があるのである。

第一に、「干渉」が、そもそも他国の意思の強制として国家実行上理解されてきたのか否かを確認する必要があるだろう。もし、国家実行上の「干渉」が国家意思の強制を意味していないのであれば、強制概念を前提とするノイホルトらの不確定性の議論は失当ということになる。また、国家実行上、「干渉」が強制を指すものとして用いられる場合は確かに存在するがそれ以外の意味で用いられる場合もあるという、干渉概念の複数性が存在する場合には、複数の干渉概念のそれぞれについて、規範の不確定性を検討する必要があるだろう。

第二に、国家実行上適法性判断基準について対立が存在し、「国内管轄事項」であれその他の基準であれ基準自体について一致がみられない場合、適法性判断基準自体が確立していない以上、そもそもそのような不干渉原則に照らして個別の国家行動の違法性を判断することは困難になるであろう。また、何らかの適法性判断基準自体は国家実行上受容されているとしても、その受容に際して一定の条件の充足が前提とされていた場合、これら条件が実際には充足されていないか、充足されているか否かについて争いがあるときには、その妥当性や適用可能性には疑問の余地がある。

本研究では、以上のような観点から、規範の不確定性の議論の前提問題として、そもそも規範自体、とくに規律対象行為および適法性判断基準について、国家実行上一致が存在してきたか否かを検討したい。具体的な諸論点については本章の第2節で概観する。

(2) 規範の不確定性と一回的個別事情の顧慮

以上の前提問題を留保したうえで、ノイホルトなどの議論を内在的に検討するなら、彼らの立場は、干渉に関する法規範が確立しているとしても、法規範の文言が何を指示しているのか意味内容が判明でないという確定性⁽²⁰⁾の欠如により、不特定多数の国家行動に対して画一的に適用できるという意味における抽象的法規範は存在せず、不干渉原則は、

具体的事情の顧慮に基づく個別の法的判断による補完が必要な一般条項であるという見解とみることができる。

例えばノイホールトは、「そのような諸一般条項 (Generalklauseln) は、しかしながら、国内法とは対照的に国際法ではほとんど助けにならないことが証される。すなわち、それらの具体化 (Konkretisierung) のための一般的義務的管轄を有する、集権的な諸決定審級が欠けているのである」⁽²¹⁾と述べている。

一般条項と具体化の連関について、エンギッシュ (Karl Engisch) は、一般条項や裁量規定は法規範に「不確定性 (Unbestimmtheit)」を導入するものであり、その結果、そのような規範は、「たしかに個別事例の決定についての指針を法適用者に与えるが、他方において、事例の諸固有性 (Eigentümlichkeiten) に『適当たる (gerecht zu werden)』ために十分な余地を残す」役割を果たすと指摘している⁽²²⁾。したがって具体化とは、厳密には「個体化させる具体化 (individualisierenden Konkretisierung)」であり、「法および法律家によって捉えられ把握される諸客体の唯一無二性 (Einzigartigkeit)、一回性 (Einmalige)」の法的判断における考慮を意味する⁽²³⁾。すなわち、ここで具体性とは「単数性 (Singularität)」と「特殊性 (Besondereheit)」の結合を指し、これと対照される抽象性とは、「数量の一般性 (Umfangsgemeine)」と個体の特殊性の捨象との結合を指すのである⁽²⁴⁾。

さらにエンギッシュによれば、国内法学においては、このような個別

(20) Karl Engisch, *Die Idee der Konkretisierung in Recht und Rechtswissenschaft unserer Zeit*, 2., ergänzte Aufl., Heidelberg: Carl Winter, 1968, pp. 3-7.

(21) Hanspeter Neuhold, "Die Intervention aus völkerrechtlicher Sicht," in Ernst-Otto Czempiel und Werner Link hrsg., *Interventionsproblematik aus politikwissenschaftlicher, völkerrechtlicher und wirtschaftswissenschaftlicher Sicht*, Kehl am Rhein: Engel, 1984, p. 49.

(22) Engisch, *supra* n.20, p. 212.

(23) *Ibid.*, p. 193.

(24) *Ibid.*, p. 20.

事例の一回的事情の顧慮の必要という視点は、とくに裁判判決がまさにこのような具体化の役割を果たすという見方を通じて、「具体法」としての裁判が「抽象法」としての制定法から自立した独自の秩序をなすという主張の根拠の一つとなってきた⁽²⁵⁾。

このようにみると、ノイホールトラの主張は、第一に、干渉に関する国際法規範は、その内容の不確定性のため、このような意味での抽象性＝不特定多数の事例に個々の事例の特殊性を考慮せずに画一的に適用できる性質を備えておらず、その適用のためには、個別事例の一回的な諸事情の顧慮による補完が必要になるという見解と捉えることができるだろう。

そして第二に、彼らの主張は、国内法においては、このような事例の一回的諸事情の考慮による一般条項の補完は、裁判判決によって遂行されるのに対して、国際社会には強制管轄を有する裁判所が存在しないので、干渉に関する国際法規範の適用は困難になることを指摘するものと解釈できるだろう。

しかし彼らは、このような立場を、必ずしも国家実行の詳細な検討に基づかずに、やや先験的に主張する傾きがある点で、不十分である。そこで本研究では、このような規範の不確定性についての議論が、現実の国際関係においても見出されるか否か、確かめたい。

(3) 不確定性の原因：政治の「法化」の限界という視座

国家実行に基づく検証の欠如というこの問題点に付け加えることができる、ノイホールトラが十分説明していないもう一つの点は、なぜ実定国際法上、干渉に関する規範が一般条項に留まっているのか、言い換えれば、当該規範が不特定多数の事例に画一的に適用できるという意味での抽象性を獲得することが諸国によって受け入れられてこなかった理由は何か、という問題である。

この問題について考える手掛かりを与えるように思われるのが、19世紀における干渉の規制の限界を、法と政治の二項対立に基づき、干渉と

(25) *Ibid.*, pp. 178-193.

いう国際関係の高度に政治的な分野における「法化の限界 (Grenzen der Verrechtlichung)」と捉えるヴェーク (Miloš Vec) の見解である。彼によれば、国際法学者たちは、干渉の問題を脱政治化し法化することを望み、国家主権から不干渉義務を導出しつつ一定の例外を認めるという立場をとった⁽²⁶⁾。しかし、不干渉原則は絶対的なものではなく、主権・独立、自決、勢力均衡、人道、平等・相互性といった他の諸原則との相対的關係に置かれていたのであり、これら諸原則の抵触を調整するメタ原則は存在しなかったので、「それゆえ調整はただ事例ごとに (fallweise) に行われ、法的には予断されていなかった」⁽²⁷⁾。この事例ごとの調整は、法学上の議論としては歴史への訴えとして顕現し、「法律家たちの一致が止むところにおいて、歴史という形而上学的判断審級へのほとんど抗いがたい参照が生じる」ことになった⁽²⁸⁾。結局のところ、「不干渉および狭く抑えられた諸例外を支持する明瞭な規則形成は、高度に政治的な分野にそぐわなかった」⁽²⁹⁾のである。

ヴェークは、19世紀における干渉に関する法規範が一般条項であったというよりも、法規則と対照される法原則であって、その適用においては他の諸原則との比較衡量が求められるが、調整の基準は国際法には存在しないことを指摘する。この点はノイホルトラとは異なるが、いずれも、結局、干渉に関する法規範の適用は「事例」による補完を必要とするという帰結において一致する。

そして彼は、干渉に関する国際法規範がそれ自体で適用できず個別事例の考慮が必要な理由を、干渉の問題が元来、法の外にある政治の領域に属することに求めていると捉えることができる。

(26) Miloš Vec, "Intervention/Nichtintervention: Verrechtlichung der Politik und Politisierung des Völkerrechts im 19. Jahrhundert," in Ulrich Lappenküper and Reiner Marcowitz hrsg., *Macht und Recht: Völkerrecht in den internationalen Beziehungen*, Paderborn: Schöningh, 2010, pp. 147-151.

(27) *Ibid.*, pp. 151-153.

(28) *Ibid.*, p. 155.

(29) *Ibid.*, p. 158.

(4) 国家およびその主権の「法化」

ヴェークは、干渉に関する国際法規範がその適用のためには事例の一回的な諸事情による補完が必要な規範である理由を、干渉の問題がそもそも法の外にある政治的問題であることに求めた。

しかし、ここで、不干渉原則が国家主権の帰結であると一般にされていることを想起するならば、また、干渉も国家の権力発動の一態様であると捉えるならば、元来国際法の規律の外部にあるのは、干渉自体というよりも、その前提となっている国家およびその主権であるとみることができないだろうか。

国家およびその主権と国際法の関係については、従来、大きく二つの立場が存在してきた⁽³⁰⁾。一方には、国家およびその主権は、国際法に論理的に先行し国際法の外部にある事実であって、国際法は既に所与のものとして存在する国家や主権を承認するに過ぎないという見方がある。アランジオ・ルイス (Gaetano Arangio-Ruiz) は、「国家は、国際法の下で法人格を付与されるが、いかなる意味でも、この法の創設物ではない」のであり、「国際人 (international persons) としての諸国家は、国際法の観点からは、事実上 (de facto) 誕生し、事実上 存続し、場合により 事実上 変容させられまたは解消される」⁽³¹⁾と主張する。すなわち、「人間たちが (国内) 法によって所与の生物学的存在として見られるという意味に……類比される意味において、諸国家は、国際法によって所与として (as given) 捉えられる」⁽³²⁾。また、国家が国際法の外部にある事実である以上、主権も「事実的条件 (factual condition)」であって、「主権諸国家の統治諸作用は、しばしば制限的またはその他の国際諸規

(30) この問題の概要については、藤澤巖「ドイツ・オーストリア関税同盟事件アンツィロッティ個別意見における国家の概念とその機能」『国際関係論研究』28号 (2011年)、31-61頁をみよ。

(31) Gaetano Arangio-Ruiz, "Dualism Revisited: International Law and Inter-individual Law," *Rivista di diritto internazionale*, vol. 86 (2003), pp. 949-950. 本文下線部は原文イタリック体。

(32) *Ibid.*, p. 962.

則の客体ではあるが、国際法によって授権されたものではない⁽³³⁾。アラランジオ・ルイスによれば、主権を国際法により付与された権利の束に過ぎないと捉える立場は、「連邦主義の立憲理論 (constitutional theory of federalism)」を国際法に不当に類推するものであり、国際法上の国家には妥当しない⁽³⁴⁾。このような連邦法モデルは、国際法を人類全体の憲法と捉え、国際連合を萌芽的な連邦機構とみなす結果、国家をこの普遍的秩序の下位区分として「国際法の機関 (organs of international law)」と位置づけるのである⁽³⁵⁾。

他方で、国家および主権も、国際法の外部にあるものではなく国際法上の制度に過ぎないという、アラランジオ・ルイスが批判する見解も有力である。例えばクロフォード (James Crawford) は、国家は事実であって国際法上の定義は存在しないという見解を批判し、次のように述べている。「国家は、椅子が事実であるという意味において事実であるのではない。それは、条約が事実であると言われても差し支えないという意味において、すなわち、一定の諸規則または諸実行に基づいて一定の事物の状態に付着する法的地位という意味において、事実なのである」⁽³⁶⁾。彼によれば、この問題は国際法が完全な法体系であるか否かに関わる問題であり、19世紀には国際法上国家を決定する諸規則は存在しないという見解が有力であったが、現在では、「国際法は形式上完全な法体系であると一般に想定されている」のである⁽³⁷⁾。したがってこの立場からは、主権もまた、国際法の外にある事実ではなく、「諸国が国際法の下でもつ諸権能 (powers) の総体」⁽³⁸⁾ということになる。

以上のような根本的な対立を踏まえ、干渉においては干渉国の国家権

(33) *Ibid.*, p. 960. また、Arangio-Ruiz, *supra* n.9, p. 271.

(34) *Ibid.*, p. 274.

(35) *Ibid.*, pp. 200–205.

(36) James Crawford, *The Creation of States in International Law*, 2nd ed., Oxford: Clarendon Press, 2006, p. 5.

(37) *Ibid.*, pp. 5–6.

(38) *Ibid.*, p. 33.

方の発動と被干渉国の主権の保護が問題となっていることを想起するならば、ヴェークが指摘する干渉問題の「法化の限界」とは、最終的には、国家およびその主権が、原則として法の外にあることを指すと考えることが可能であるように思われるのである。言い換えれば、干渉について、不特定多数の事例に画一的に適用できる国際法規則の定立が正当化できるか否かは、国家およびその主権を、国際法に先行しその外部にある事実と捉えるか、それとも国際法により設定されその内部にある法制度と考えるか、という判断にかかっているのではないだろうか。

(5) 干渉規範の不確定性と主権国家の事実性の相関

実際、国家および主権が国際法上の制度ではなく国際法にとって所与の事実であることと、干渉については不特定多数の事例に画一的に適用可能な法規範は存在せず個別事例の一回的事情に照らした判断が必要であることとの間に、関連性が存在することを暗示する見解も既に存在する。ボックスラフ(Klaus Bockslaff)は、干渉が問題となるのは、国内管轄事項を対象とする圧力だけであるとするが、彼によると、「国家としての特性に基づき国家に原始的に委ねられている規律の諸責務は、国家活動のすべての領域を包摂する。それらは国際法によって付与されるのではなく、その存在を承認されるのであり、国際法上の諸規律の射程によって限定されるのである」⁽³⁹⁾。ここでは、国家およびその権能は、国際法によって授権されるものではなく、国際法はそれらを承認するにすぎないという立場が示唆されている。

そしてボックスラフによれば、「国際法が自由を制限しない限り、国家は原則としてその諸行為において自由である」ことになり、「この一国の諸行為の自由の推定は、国際法の原則的な共存の法としての性格に合致して、他国の自由においてその諸限界を見出す。こうして一国の法的主権の表現として、少なくとも二つの競合する主権的要求が対峙す

(39) Klaus Bockslaff, *Das völkerrechtliche Interventionsverbot als Schranke an Benpolitisch motivierter Handelsbeschränkungen*, Berlin: Duncker & Humblot, 1987, p. 115.

る」⁽⁴⁰⁾。すなわち、「干渉の問題は、競合する主権的要求の抵触の問題として立ち現れる」⁽⁴¹⁾。ここでは、干渉国と被干渉国の間における、国際法によって付与されるのではなく承認されるに過ぎない国家の包括的自由の競合として、干渉の問題が定式化されていると捉えることが可能である。

ボックスラフによれば、こうして干渉の問題が、諸国が原始的に有する主権的要求の競合の問題に帰着する結果、「国際法の諸規制の存在によって引かれた固有諸事項の限界は、実質的規制による基準の他に、より一層手続に向けられた、個別事例における正当性の規律 (Einzelfallgerechtigkeitsregelung) を通じて修正される」ことになる。干渉の法的評価のためには、「一般の実体的な国際法規制と個体的 (individuell) 実体的な国際法規制」という二種類の規律が相互補完的に必要となるのである。すなわち、国家の自由の範囲は、まず第一に、「複数の事例についての諸国の諸権利義務の規律」によって、「複数の事例について抽象的に」に判断され、その上で第二に、「具体的な個別事例における相対する諸利益の衡量」によって「決定をまつ事例において具体的に」確定されるのである⁽⁴²⁾。

ボックスラフは、国家主権を国際法により所与のものとして承認されるに過ぎない国家の原始的自由の抵触として干渉問題を把握することが、干渉の判断には不特定多数の事例に妥当する抽象的規範だけでは不十分であり、個別事例の一回的な諸利益の衡量によって補完されなければならないという帰結をもたらすと明言してはいない。しかし、彼の行論は、両者の間に何らかの理論的連関があることを示唆するものと言えるだろう。

本研究では、以上の検討に基づいて、干渉に関する国際法規範が、それ自体だけでは適用不能であり、個別事例の一回的な諸事情の考慮によって補完される必要があるとするなら、その理由は、国家およびその

(40) *Ibid.*, p. 121.

(41) *Ibid.*, p. 84.

(42) *Ibid.*, pp. 141-142.

主権が、国際法にとって所与のものとして国際法の外部にある事実である点に求められるのではないかという観点から、干渉に関する国家実行の歴史的展開を検討することとしたい。

第3項 学説と実定国際法の関係

(1) 学説と国家実行の乖離

ロウやカーティーの見解は、学説で主張されているような干渉についての諸規則が実効性をもたないのは、これらが国家実行や国際社会の法構造から乖離しているからであると主張するものと捉えることができる。

実定国際法上は不特定多数の事例に画一的に適用できる国際法規範が存在しないとするなら、それにも拘らず学説上は明瞭な規則が存在していると主張されていることになる。言い換えれば、学説は国家実行と乖離して自律的に発展してきたことになる。このとき、ロウやカーティーの主張は、そのような乖離の経緯、原因を示す試みとして評価することができる。

(2) 法学説と法教義学

この点に関連して注目すべき点は、ロウもカーティーも、国家実行だけが国際法において重要であり、学説は国際法にとってまったく意義のないものと考えているわけでは決してないことである。むしろ彼らは、国際法の発展への学説の影響を積極的に認めているとさえ言える。

例えば、既に引用したように、ロウは、「諸規則の体系的集合という意味での国際法は、それらの諸規則を明確化する任務を自らに課した法律家たち、諸国際組織、諸法廷の副産物である」⁽⁴³⁾と述べている。またカーティーによれば、「学説とくに18世紀中盤の教科書の執筆者たちは、ICJ規程第38条によっては取り上げられていない影響力を有していた」のである⁽⁴⁴⁾。彼が不干渉原則の検討においてヴァッテルの学説を重視す

(43) Lowe, *supra* n.15, p. 72.

(44) Carty, *supra* n.18, pp. 14-15.

るのは、このような学説の国際法の発展への影響力という認識に基づいている。

したがって、ロウやカーティの議論は、より正確に言えば、決して国際法の発展における学説の固有の価値を否定するものではなく、学説による干渉に関する一般国際法の言明に国家実行の不明瞭さを補完する機能を承認しつつも、それが国家実行や国際社会の法構造と乖離しており、実定国際法としては確立していないという主張である。

学説の法的価値について、ロウはこれ以上説明していないが、カーティは別の論文で論じている。そこにおいてカーティは、『法理論・法社会学百科辞典』⁽⁴⁵⁾を参照しつつ、「法学説 (legal doctrine)」と「法教義学 (legal dogmatics)」の二つの学説の役割を区別している⁽⁴⁶⁾。

「法学説」とは、「意見、理論、またはテーゼ」であり、その本質的要素は、「権威を有することが想定されている」ことである。すなわち、権威としての学説とは、法源それ自体ではないが、自由かつ自発的に保持される意見として、受諾される蓋然性が高いのである。この権威は、自然的正義に由来するとされ、法を自由に発達させるために自然的正義や衡平などに自由に訴えることを法律家たちに許容したが、自然法の崩壊とともに衰退した⁽⁴⁷⁾。

他方、「法教義学」は、法源を含む法実証主義の諸前提の枠内で作業するものであり、解釈の諸理論や体系化の諸方法を発達させる。これらの理論は論理のみを用いて活動する必要はなく、社会で受け入れられている現行法規範の体系に内在する諸価値を参照することは許される。

「法学説」と異なり、「法教義学」はあらゆる実定法秩序の不可分の一部をなす。

(45) *Dictionnaire encyclopédique de théorie et de sociologie du droit*, Paris: L·G·D·J, 1993, pp. 186-190.

(46) Anthony Carty, *Philosophy of International Law*, Edinburgh: Edinburgh University Press, 2007, pp. 1-2.

(47) 近代初期における「通説」の地位については、ヤン・シュレーダー著、石部雅亮編訳『トピック・類推・衡平—法解釈方法論史の基本概念』信山社、2000年、22-33頁を見よ。

このようにカーティーは、自然的正義に基づく法学者の意見自体が法源に準じた法創造力・立法権能を有する権威としての学説と、実定法源の枠内でその解釈や体系化を行う法教義学の二つの役割⁽⁴⁸⁾を区別している⁽⁴⁹⁾。この区分に照らせば、カーティーが問題としていたのは、かつて、自然的正義などに基づく国際法学者の意見自体に権威としての補助的な法源・立法権能＝「法学説」としての役割が認められると考えられた時代にヴァッテルなどによって定式化された不干涉規範の、現代国際

(48) これは、法学は意思か認識かという問題に連なるとも考えられる。ケルゼンは、「実証主義は、法学 (Rechtswissenschaft) の法源 (Rechtsquelle) としての特殊自然法的な把握を、断固として拒絶する」と述べ、カーティーの言う「法学説」としての機能を否定していると考えられることができる。ケルゼンは、法学は「あらゆる学問と同様に、諸価値 (Werten) の認識 (Erkenntnis) ではあるが、自ら諸価値を定めることはしない。諸規範を把握する (begreifen) ことはできるが、諸規範を定立する (setzen) ことはできないのである」と指摘する。すなわち、「認識が、自然科学としては経験素材を創造するのではなく感性によって認識に与えられた素材を特殊の対象に構成できるだけであると同様に、認識は、法学としては、本来的に実質的諸価値を創出する (erzeugen) ことはできず、諸意思 (Willen) によって認識に与えられた諸価値を特殊の対象、すなわち矛盾なき規範体系 (Normensystem) に構成する (konstituieren) ことができるだけである」。Hans Kelsen, *Die philosophischen Grundlagen der Naturrechtslehre und des Rechtspositivismus*, Charlottenburg: Pan=Verlag Rolf Heise, 1928, pp 70-71. ここでは、「法学説」が否定され、体系化を遂行する「法教義学」が認められていると考えられ、それぞれが「意思」と「認識」に対応させられているとみることができる。

この問題が、主意主義と主知主義の対置といった、より大きな思想潮流とどう関わるのかについて論ずる能力は筆者にはない。主意主義と主知主義については、さしあたり、西平等「ヴァッテルの国際法秩序構想における意思概念の意義」『社会科学研究』第53巻4号(2002年)、205-211頁を見よ。また、自然法論から歴史法学に受け継がれたとされる、主知主義的な「法秩序既存の観念」について指摘するものとして、玉井克哉「ドイツ法治国思想の歴史的構造(二)」『国家学会雑誌』第103巻11・12号(1990年)、11-17、24-26頁。

法における地位であったとすることができよう。カーティーにおいては、国内社会において個人に認められる私的自由の保障からの国際社会における国家の自由の保護の類推に基づく不干渉原則は、当初から現実の国家実行に対立しており、むしろそれを批判する目的でヴァッテルなどによって定立されたものであり、自然法論が崩壊し「法学説」としての役割が失われた実定国際法の現代においては、その実定法規範としての妥当性自体が疑われることが指摘されていたと解釈することができる。

他方、ロウの主張は、国際法学の「法教義学」としての役割の限界を論点とするものであったと考えることができる。彼が問題にしたのは、このような「法教義学」が体系から新たな法命題を導出する作業には、国家実行という限界があるのであって、国家実行に整合しない諸規則を体系から導出した場合には、そのような諸命題は実効性をもたないという点であったと解釈することができる。

(49) この区分は、名称は別にして、国際法学においてもしばしば指摘されてきた。Alfred Verdross, *Die Einheit des rechtlichen Weltbildes: auf Grundlage der Völkerrechtsverfassung*, Tübingen: J.C.B. Mohr, 1923, pp. 125-126; Albert Bleckmann, *Die Funktionen der Lehre im Völkerrecht*, Köln: Heymann, 1981, pp. 282-283, 300. ジェニングスは、「既存法の諸証拠」と「新たな国際法の創造の諸方式」としての学説 (teachings, doctrine) を区別する。そして、少なくともICJ規程38条の解釈としては、ある法とあるべき法を峻別することが裁判所の権威に不可欠との立場から、学説および判決は、実定法の証拠としての法的機能のみを有し、法源ではないとする。しかし彼は、同時に「既知の法規則の新規でおそらくは予見されなかった諸事情への適用は、創造的かつそれゆえ通常は予見不可能な判決を要求する。しかし既存の法規則のこの種の拡張または推敲は、明白かつ必然的に、司法裁判所の権限 (remit) の枠内に十分に入っている」と指摘している。これは判決についての言明だが、同じ38条1項dに規定されている以上、学説についても妥当するであろう。したがってジェニングスも、「法教義学」は認めていると考えることができる。Robert Jennings, "Reflections on the Subsidiary Means for the Determination of Rules of Law," in *Studi di diritto internazionale in onore di Gaetano Arangio-Ruiz*, vol. 1, Napoli: Editoriale Scientifica, 2004, pp. 329-330.

したがって一言で言えば、両者とも、国際法における学説の法的機能の限界の観点から、不干涉原則の実効性・適用可能性の限界を指摘していたと結論づけることができる。ただし彼らの見解自体は、具体的な論証が不十分であり、その結果、説得力を欠いている。実際に国家実行と学説の乖離の存在を明らかにする際には、いかにして学説は国家実行とは乖離した干渉についての一般国際法を主張したのかという点について検討することが必要である。

第2節 法内容についての諸論点

前節では、不干涉原則の実効性および適用可能性についての先行研究の意義について検討した。本節では、不干涉原則の内容自体についての先行研究を整理したい。とりわけ、既に検討したように、強制概念の不確定性の議論は、その前提問題として、そもそも不干涉原則の規律対象行為は強制なのか、またその適法性判断基準は確立しているのかという、干渉に関する国際法規範自体について国家実行上一致が存在してきたか否かの問いを提起する。そこで本節では、干渉についての規範内容について、これまでどのような見解が示されてきたのかを整理しておきたい。

第1項 規律対象行為

1970年に国連総会で採択された友好関係原則宣言の不干涉原則に関する規定は、学説においてだけでなく⁽⁵⁰⁾、国際司法裁判所においても⁽⁵¹⁾、

(50) Meinhard Schröder, “Non-Intervention, Principle of,” in *EPIL*, vol. 3, pp. 620–621; Verdross und Simma, *supra* n.2, p. 301; Ipsen, *supra* n.2, p. 956; Beyerlin, *supra* n.2, p. 226; Nguyen, *supra* n.2, p. 438; Eric David, “Portée et limite du principe de non-intervention,” *Revue belge de droit international*, tome23 (1990), p. 351; Kunig, *supra* n.18, pp204–209; 山本、前掲書(註2)、218頁。

(51) Case concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. United States of America), Merits, Judgment, *I. C.J. Reports 1986*, pp. 106–107, paras. 202–203.

干渉に関する主要な国家実行の一つとして挙げられている。また、友好関係原則宣言の決議自体も、「諸国間の友好関係および協力についての国際法の諸原則の漸進的発達および法典化」を目的とし、「この宣言に規定する国際連合憲章の諸原則は、国際法の基本原則である」⁽⁵²⁾と述べており、この決議の規定が一般国際法の宣言を目的の一つとするものであることは疑いない。

友好関係原則宣言は、不干渉原則について次のように規定している。

国際連合憲章に基づいて、いかなる国の国内管轄内にある事項にも干渉しない義務に関する原則

いかなる国または国の集団も、直接または間接に、理由のいかんを問わず、他の国の対内または対外の事項に干渉する権利を有しない。したがって、国家の人格またはその政治的、経済的および文化的要素に対する武力干渉およびその他のあらゆる介入もしくは威嚇の試みの諸形態も、国際法に違反する。

いかなる国も、他の国の主権的権利の行使を自国に従属させ、かつ、その国から何らかの利益を確保するために、経済的、政治的、その他のあらゆる種類の他国を強制する措置をとりまたはとることを奨励してはならない。また、いかなる国も、他の国の制度の暴力による転覆を目的とした破壊活動、テロ活動または武力活動を組織し、援助し、醸成し、資金を調達し、扇動もしくは許容してはならず、また他国の内乱に介入してはならない。

人民からその民族的同一性を奪うための武力の行使は、当該人民の奪いえない権利および不干渉の原則を侵害するものである。

すべての国は、他の国によるいかなる形態の介入も受けずに、その政治的、経済的、社会的および文化的体制を選択する奪いえない権利を有する。

前記のいかなる規定も、国際の平和および安全の維持に関する国際

(52) General Assembly Resolution 2625 (XXV).

連合憲章の規定に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

(1) 友好関係原則宣言の規定

通説は、国際法上の干渉についての規範の規律対象行為を国家意思の強制として一元的に把握している。友好関係原則宣言は、不干渉原則の本文において、「経済的、政治的、その他のあらゆる種類の他国を強制する (coerce) 措置」を禁じている。したがって、不干渉原則の規律対象行為として、他国の意思の強制が存在することは疑いない。

しかし、この宣言は同時に、「他の国の制度の暴力による転覆を目的とした破壊活動、テロ活動または武力活動を組織し、援助し、醸成し、資金を調達し、扇動もしくは許容」することや、「他国の内乱に介入」することも禁止している。これらの行為は、一見明白な他国の国家意思の強制ではない。すなわち、国際法上、国家意思は既存政府の意思として表れることを前提とするなら、破壊活動の援助や内乱への介入それ自体が、既存政府の意思の強制であるという理解は必ずしも自明ではない。

とくに問題となるのは、内乱における叛徒への他国の援助は、「他の国の制度の暴力による転覆を目的とした破壊活動、テロ活動または武力活動を組織し、援助し、醸成し、資金を調達し、扇動もしくは許容」することの禁止に包摂されていると考えられる以上、「他の国の内乱に介入」することの禁止は、既存政府の要請に基づく当該政府への援助を意味するという解釈が成り立ちうる点である⁽⁵³⁾。このように要請に基づく既存政府への援助も違法な干渉とする場合⁽⁵⁴⁾、この行為に国家意思=既存政府の意思に対する強制が存在すると言うことは容易でない。

(53) Institut de Droit International, "Le principe de non-intervention dans les guerres civiles," *Annuaire*, vol. 55 (1973), p. 448; Neuhold, *supra* n.12, p. 337.

(54) Ipsen, *supra* n.2, p. 959; Verdross und Simma, *supra* n.2, pp. 307-308; Institut de Droit International, *supra* n.53, vol. 56, pp. 544-549.

(2) 通説の対応

このような疑問に対する、国家意思の強制概念による一元的把握の主張からの反論は、第一に、破壊活動や叛徒の支援は、間接的強制であり、直接の強制と同一視されるというものである。例えば、コルテン (Olivier Corten) とクライン (Pierre Klein) によれば、「もし一国が、自己の政府に対して強制的行動をとる反対勢力を支援するなら、このことは明白に強制行為を生じさせる」⁽⁵⁵⁾。この見解は、国家意思の強制とは政府の意思の強制であるという定義を維持したままで、破壊活動や叛徒への援助を間接的強制として干渉概念に包摂しようとするものである。したがって、政府の要請に基づく当該政府への援助は、そもそも干渉ではないということになる。この見解においては、友好関係原則宣言における「他の国の内乱に介入」することの禁止は、叛徒への援助の禁止のみを意味するということになる。

もう一つの反論は、内乱時には既存政府はもはや国家を代表する資格をもたず、内乱自体が、政府の選択についての国家意思の形成過程であるというものである⁽⁵⁶⁾。たとえばノエルは、既存政府の同意による援助は干渉ではないという主張について、次のように言う。「この理論も同様に否定されなければならない。なぜなら、この理論は、『諸人民の同権と自決権の原則』、ここでは自ら選択した制度を自らに与える諸人民の権利に反するからである。というのは、要請された干渉の事例において問題になっているのは、まさに『国家意思を表明する権利を有する者の決定』ではないだろうか？また、自己に投げかけられた要請に肯定的に応えることによって、第三国は、二つの党派の間で立場を表明し真正の干渉を行っているのではないだろうか？」⁽⁵⁷⁾。ここでは、内乱自体が政府選択についての人民の意思形成過程であり、その結果干渉の禁止に

⁽⁵⁵⁾ Corten et Klein, *supra* n.2, p. 74.

⁽⁵⁶⁾ Georg Nolte, *Eingreifen auf Einladung: Zur völkerrechtlichen Zulässigkeit des Einsatzes fremder Truppen im internen Konflikt auf Einladung der Regierung*, Berlin: Springer, 1999, p. 172.

⁽⁵⁷⁾ Noel, *supra* n.10, p. 145.

違反するとされている⁽⁵⁸⁾。したがって、ノエルにおいては、人民の自決権を媒介にして、内乱においては、人民の意思と国家意思が同一視され、内乱自体が人民＝国家意思の形成過程と捉えられているとすることができる。このように、内乱自体が国家意思の形成過程であるなら、既存政府への援助を含む、内乱の帰趨に影響を与えることを目的とする行為は、国家意思の強制と理解されることができる。

(3) 通説への異論

しかし、通説のようにこれらの行為も国家意思の強制概念の下に包摂することについては、いくつかの異論が示されている。

一つは、対象行為は強制という概念で一元的に理解することはできないという主張である。これらの見解は、規律対象行為＝強制という理解では包括できない行為も干渉とされているのであり、干渉の統一的定義を放棄しもしくはそもそも「干渉」の語の使用を排除して個々の具体的行為に分解するか、または干渉＝主権的権利の侵害を目的とする行為一般というきわめて広い定義しかできないと主張する⁽⁵⁹⁾。

他方、1970年代に内戦への不干渉原則についての万国国際法学会決議の報告者だったシントラー (Dietrich Schindler) は、不干渉原則の規律対象行為には、他国の意思の強制と、内乱の帰趨に影響を与える行動の、二つの異なる行為が存在することを示唆している。彼はまず、要請された干渉 (*intervention sollicitée*) と強制された干渉 (*intervention imposée*) を区別する。彼によれば、一般的に干渉は、「命令的介入」と定義されてきており、「命令的」とは、一方で「干渉がなされる国家の招請や同意なしに干渉国が行動すること」を、他方で「干渉国が武力の威嚇やその行使に訴えること」を意味していたが、この定義は、この表現の現代における使用に一致しない。すなわち、一方で、現在においては、武力以外の形態の干渉の存在も認められており、他方で、「一般に、

⁽⁵⁸⁾ *Ibid.*, p. 147. また、金東勲「現代国際法における内乱と介入の法理」太寿堂鼎編『変動期の国際法—田畑茂二郎先生還暦記念—』有信堂、1973年、84-92頁、も見よ。

内戦への干涉は、紛争当事者の一方の招請や同意に基づいて行われる。実際、しばしば、『要請された干涉 (intervention sollicitée)』(『招請による干涉 (intervention by invitation)』、『要請による干涉 (intervention on request)』)について語られる」のである。このような観察に基づいて、シントラーは、要請された干涉と強制された干涉の両行為を包括する干

(59) David, *supra* n.50, pp. 350-367; Schröder, *supra* n.50, pp. 619-622. また、Philip Kunig, *Das völkerrechtliche Nichteinmischungsprinzip: Zur Praxis der Organisation der afrikanischen Einheit (ONU) und des afrikanischen Staatenverkehrs*, Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft, 1981, pp. 247-254; Rosalyn Higgins, "Intervention and International Law," in Hedley Bull ed., *Intervention in World Politics*, Oxford: Clarendon Press, 1984, pp. 29-44; Rosario Sapienza, *Il principio del non intervento negli affari interni: contributo allo studio della tutela giuridica internazionale della potestà di governo*, Milano: Dott. A. Giuffrè Editore, 1990, pp. 83-88. ダムロッシュ (Lori Fisler Damrosch) は、「他国の主権的意思に対する一国の『主権的意思の従属』を結果としてもたらす『命令的介入』のような伝統的な干涉の定式は、不十分である。なぜなら、いくつかの微妙な政治的影響力の技術は、支配というより粗雑な形態と同じくらい実効的かもしれないし、対象国の『主権的意思』という隠喩的な抽象は、分析を助けるどころか混乱させがちなのである」と述べている。Lori Fisler Damrosch, "Politics across Borders: Nonintervention and Nonforcible Influence over Domestic Affairs," *American Journal of International Law* (hereinafter, *AJIL*), vol. 83 (1989), p. 5. そして、「しばらくの間、『干涉』や『介入』のような類語は脇に置こう。なぜなら双方とも違法性と不道徳性の含意を伴っているから。そして、諸国が他国内の政治的展開の進路に影響を与える (affect the course of political developments in another state) ことを試みる、適法あるいは違法な、誠実なあるいは誤った行為の諸形態を指示する『影響力』という記述的な用語を使用しよう」と述べている。Ibid, p. 13. 彼女はその上で、他国の政党への選挙資金援助と、経済的影響力の行使という二つの具体的な行為類型について検討している。Ibid, pp. 13-50. またアビーサーブは、主権概念から出発して、国家意思の強制と、尚早の承認や他国領域内での公権力行使のような国家主権の否定を内包する行為の、二つの規律対象行為が存在すると捉えている。Abi-Saab, *supra* n.13, pp. 228, 231.

渉概念を、「内戦の帰趨に影響を与えることを目的とするあらゆる行為 (tout acte qui est destiné à influencer l'issue d'une guerre civile)」と定義している⁽⁶⁰⁾。

ここで注意すべき点は、彼による定義からも明らかのように、シントラーは、あらゆる状況において妥当する干渉概念を提示しているのではなく、内乱状態において干渉と呼ばれている行為をカバーする干渉概念を明らかにしようとしているということである。彼は、内乱以外の場合における一国による他国への干渉については定義していない。しかし、上述した彼の議論から推定するなら、シントラーは、内乱以外の場合には、武力以外の手段を含む「命令的介入」が干渉概念として妥当だが、内乱については、「内戦の帰趨に影響を与えることを目的とするあらゆる行為」という、異なる干渉概念が適用されると主張していると解釈することができる。すなわち、シントラーは、干渉概念には、他国に対する命令的介入と、この命令的介入という定義では把握できない、内乱の帰趨に影響を与える行為という、二つの異なる行為が存在することを示唆している。

このように、内乱時における既存政府への援助をめぐる、規律対象行為に関して対立が存在する。この問題は、以上の限りでは、内乱への関与の問題を独立した規律対象行為と考えるか否か、したがって国家意思の強制とは別の適法性判断基準が適用されるか否かに関するものであり、国家意思の観念は、規律対象行為を国家意思の強制で一元的に捉えようとする際に、既存政府の意思を国家意思と考えるか内乱自体を国家意思の表明と捉えるかという観点から問題とされているに過ぎない。

しかし、たとえ内乱への関与を強制とは別個の規律対象行為と考えたとしても、既存政府と内乱自体とどちらが国家意思の表明であるとみるかという問題には重大な意味がある。なぜなら、国家の独立に基づいて、国家意思に対する強制は違法なものとされるのであり、内乱自体が国家意思の形成過程と捉えられるなら、内乱への関与全体が原則として禁止されるのに対し、既存政府の意思が国家意思ならば、既存政府への

(60) Institut de Droit International, *supra* n.53, vol. 55 (1973), pp. 424-427.

援助という形での内乱への関与は原則合法となるはずである。

言い換えれば、国家意思概念は、第一に国家意思の強制という規律対象行為の主要素として存在するが、同時に国際法上の国家の独立権の保護対象という意味をもち、この意味においては干涉論の規律対象行為の適法性判断基準の主要な要素として機能するのである。

このように国家意思ならびに国家意思の強制という概念が、規律対象行為と適法性判断基準の要素として二度登場する点に留意する必要がある。

第2項 不干渉原則の保護範囲

(1) 「国内管轄事項」と「対内・対外事項」

① 友好関係原則宣言の規定

友好関係原則宣言で興味深いのは、不干渉原則による保護の範囲についての規定ぶりが一貫していないことである。すなわち一方で不干渉原則の表題は、「国連憲章に基づいて、いかなる国の国内管轄内にある事項にも干渉しない義務に関する原則」とされている。しかし他方、その本文の冒頭においては、「いかなる国または国の集団も、直接または間接に、理由のいかんを問わず、他の国の対内または対外の事項に (in the internal or external affairs of any other State) 干渉する権利を有しない」と規定されている。ここでは、不干渉原則による保護の対象が、「国内管轄事項」と「対内または対外の事項」という二つの表現を与えられているのである⁽⁶¹⁾。保護対象は、国際社会における適法な干渉と違法な干渉の区別において重要な要件事実である。この二つの概念の関係をどのように考え、保護対象をいかに定義すべきであろうか。

② 「国内管轄事項」の枠内での「対内・対外事項」

まず第一に、対内・対外事項という概念には法的意義を認めず、国内管轄事項が干渉の禁止の保護対象であり、したがって干渉の適法性判断

(61) Bockslaff, *supra* n.39, p. 62; Gaetano Arangio-Ruiz, "Human Rights and Non-Intervention in the Helsinki Final Act," *RdC*, tome 157 (1977-IV), p. 272.

基準であると考えられる見解がある⁽⁶²⁾。その結果、国際法違反国に対して国際法を遵守させるための干渉は違法ではないことになる。例えば、山本草二は、かつては不干渉原則の対象となる事項の範囲の決定には政治的・軍事的な考慮が優位していたことを述べた後で、「しかし20世紀に入って、これら不干渉義務の対象事項の範囲は、『国際法上専ら国家の管轄に属する事項』（『国際連盟規約』15条8項）であり、その国の対内・対外事項のどちらであるかを問わないとして、国際法に規律に服するようになった⁽⁶³⁾」と言う。

国内管轄事項を保護対象とする立場においては、さらに当該事項の範囲について議論がある。

一方には、国際法で個別に裁量権限と認められている事項のみが国内管轄事項であるとの見解がある。森川幸一は、「一般国際法上の不干渉義務の対象事項としての国内管轄事項の範囲は、国家間関係における国連憲章の規定、国際慣習法、関係条約等に基づいて、特定の干渉方法から積極的に保護されている事項の範囲を個別に明確化することを通じて画定されなければならない、またその挙証責任も、保護を主張する側にある」と言明している⁽⁶⁴⁾。この立場においては、国際法規範によって積極的に国家の裁量に委ねられた事項のみが国内管轄事項として干渉から保護される。国際法によって羈束（命令または禁止）されている事項と、国際法によって裁量にゆだねられている事項の間に、国際法がなにも規律せず沈黙している事項が生じうるが、後者の事項への干渉は、「挙証責任」を被干渉国に課すことにより、国際法により積極的に許容されていないとしても、少なくとも禁止はされないことになるだろう。

他方では、国際法でとくに羈束されていない事項は、すべて国家の裁量権限に含まれるとして、そのような事実上の干渉の自由の領域に余地

(62) Verdross und Simma, *supra* n.2, p. 302; Corten et Klein, *supra* n.2, pp. 80–81; Mitrovic, *supra* n.2, pp. 235–236; Abi-Saab, *supra* n.13, pp. 228–231; Ipsen, *supra* n.2, pp. 955–957.

(63) 山本、前掲書（註2）、217頁。

(64) 森川幸一「国内管轄事項とその国際標準化」村瀬・奥脇編『山本草二先生古希記念 国家管轄権－国際法と国内法－』勁草書房、1998年、133頁。

を認めない見解がある。金東勲は、「国内事項とは、国家の管轄権が国際法によって規制されない事項であり、そのため、国家の自由な決定・処理に委ねられている事項である、と定義することができる」とし、「国家の不干渉義務がしばしば国家の内政あるいは国内問題（internal affairs）への干渉に対して主張されてきたことから、国家の対外事項（external affairs）は、不干渉義務の対象にならないかのような印象を与えがちである。しかし、すでにみたように、国家の国内管轄権内にある事項つまり国内事項には、国家が排他的に決定・処理できるすべての問題が含まれる」と述べている⁽⁶⁵⁾。

③ 「国内管轄事項」に対立する「対内・対外事項」

第二に、対内・対外事項を対象とする不干渉原則は、国際法違反国に国際法を遵守させるための干渉をも否定する絶対不干渉の主張である点に、国内管轄事項への干渉の禁止との法的効果の違いを見出す⁽⁶⁶⁾が、そのような対内・対外事項への不干渉原則が実定国際法であることは否定し、国内管轄事項が一般国際法であるとする見解がある。

ボックスラフは、本文で不干渉原則の本来の「保護法益（Schutzgut）」である「国内管轄事項」に言及されていない結果、「対内または対外の事項」という文言によって、「介入の諸可能性の客体だけでなく、保護領域の射程も定義されるはずである」との結論が導き出される可能性があることに注意を促す。しかし彼によれば、「そのような理解は、無制限の干渉の禁止であるという正当な批判にさらされるであろう」⁽⁶⁶⁾。つまり、「対内・対外事項」を不干渉原則の保護範囲であると理解すれば、この規定は絶対的な干渉の禁止を意味することになるが、そのような解釈は誤りである。「対内・対外事項」は干渉の客体となりうる事項を示すだけであって、保護範囲は「国内管轄事項」によって画されるのである。

松田竹男は、「つまり、『国家の内部または対外の事項』という表現に対する先進資本主義国の批判は、それが実体的固定的な内容をもった表

(65) 金、前掲論文（註2）、76頁。

(66) Bockslaff, *supra* n.39, p. 62.

現だということに向けられていたのである。こうした主張が、国際法規則や条約に基づいて行われる行為が干渉にならないことを確認することを意図したものであることは言うまでもなからう」と述べる。しかし彼は「問題はむしろ対内・対外の事項を含めた『国内管轄事項』とは何か」であると指摘し、「こうした国内管轄事項が、それについて国際法の規律が存在せず、当該国家の自由な処理にまかされている事項であること、したがって、それは固定的実体的な概念ではなく、国際法や条約上の義務に応じて変化する流動的機能的な概念であることは、すでにチュニス・モロッコ国籍法事件に関する常設国際司法裁判所の勧告的意見において指摘されている」と述べている⁽⁶⁷⁾。

④ 「国内管轄事項」と「対内・対外事項」の重疊性

以上の二つの見解はいずれも、国内管轄事項を一般国際法上の不干渉原則の保護対象とする点で一致している。これに対して、対内・対外事項が一般国際法であるとするのが、アランジオ・ルイスである。彼によれば、対内・対外事項を対象とする不干渉原則はアメリカ大陸で発達したものである⁽⁶⁸⁾。そして「アメリカ大陸における禁止の実質が、1945年以降国連憲章によってカバーされていることはほとんど疑いがない」⁽⁶⁹⁾とされる。アランジオ・ルイスが対内・対外事項への不干渉原則を一般国際法と考えていることは、一般国際法上、人権の実施を確保するために利用できる手段の検討において、アメリカ大陸における不干渉規範を参照していることから確かめられる⁽⁷⁰⁾。

他方、国内管轄について彼は、友好関係原則宣言などの国連決議において国内管轄概念が出現したことを説明し、「したがって、この国内管轄の要素は、アメリカ諸国における不干渉のソフト・ローやハード・

(67) 松田竹男「不干渉原則の新展開—国連友好関係委員会の議論を追って—
(一)」『名古屋大学法政論叢』59巻(1973年)、61頁。また、Dohna, *supra*
n.2, pp. 121-122.

(68) Arangio-Ruiz, *supra* n.61, pp. 261-262.

(69) *Ibid.*, p. 268.

(70) *Ibid.*, pp. 303-304.

ローの定式には存在しなかったものだが、不干渉を国連の準普遍的な法に移入したソフト・ローの定式において、初めて不明確な姿を現したように見える。そして今やヘルシンキの定式を通じて、欧州・大西洋の緊張緩和の『ソフト・ロー』の枠組み内における不干渉の概念の、完全に構成的な要素の地位を獲得したように思われる⁽⁷¹⁾と述べている。ここから、アランジオ・ルイスが国内管轄を一般国際法と考えていないことがわかる。

ただし、両概念の効果についての彼の理解は、上述の二つの見解とは異なる。すなわちアランジオ・ルイスは、アメリカで発達した対内・対外事項への不干渉原則が、絶対不干渉を規定しているとは考えず、国際義務の遵守を確保するための合理的な経済的・政治的圧力の使用に一定の余地が残されていると解釈している⁽⁷²⁾。他方彼は、「国内管轄 (compétence nationale) は個人—国家の範疇の關係の領域に存し、国際機関はそこに侵入して、一方の国家と、他方のその市民と官吏との間に、直接的に介入しないとみなされる」⁽⁷³⁾と述べ、国内管轄を、国家間関係に対する個人—国家間関係の領域と定義している。その結果、アランジオ・ルイスにおいて国内管轄は、国際法違反国に対してその遵守を求めらるるためになされる適法な干渉であっても、被干渉国の個人—国家間関係を侵害してはならないことを意味する⁽⁷⁴⁾。すなわち、彼において対

(71) *Ibid.*, p. 274.

(72) *Ibid.*, p. 262. ノエルもまた、友好関係原則宣言は、米州で法典化された対内・対外事項を保護対象とする不干渉原則を一般化するものであるとする。Noel, *supra* n.10, pp. 71-72. 彼も、対内・対外事項への不干渉原則が、国際法違反に対する強制を認めていると解釈できる。*Ibid.*, pp. 80, 91, 121, 219. またノエルは、国内管轄 (compétence nationale) という表現を用いている個所があるが、国内管轄事項の概念がいかなる意義を有し、それが不干渉原則とどのような関係に立つかは議論していない。*Ibid.*, p. 80.

(73) Gaetano Arangio-Ruiz, "Le domaine réservé: l'organisation internationale et le rapport entre droit international et droit interne," *RdC*, tome 225 (1990-VI), p. 391.

(74) *Ibid.*, pp. 432-433.

内・対外事項と国内管轄事項は矛盾するものではなく、両立する二つの要件事実として重疊的に作用するのである。

⑤ 保護範囲としての「権限」と「法主体」の対立

最後に、国際法によって国内法の規律に委ねられた事項としての国内管轄事項が保護範囲であることは否定するが、かといって対内・対外事項を基準とするのでもなく、国家間の利益の抵触とその調整によって適法性が決定されるとするヴェルーヴェン (Joe Verhoeven) の議論が存在する。彼は、「実のところ、もし最小限の信頼性を備えた不干渉原則を取り戻すことを望むなら、明らかに、国内法と国際法との間の権限の配分という観念すべてから根本的に離れなければならない。結局、不干渉原則がそのような基盤をかつて有したかどうか確かではない。競合する法秩序間のあらゆる権限配分より以前に、この規則がより単純に、対内事項であれ国際事項であれ、その国に発言権がある (appartient de se prononcer) すべての事項において、ニカラグア対米国判決における国際司法裁判所の文言を用いるならば、『自由に決定する』、すべての国の基本的権利 (le droit élémentaire) を保護することを求めたことは、実際大いにありうる」⁽⁷⁵⁾と述べる。この保護対象としての「基本的権利」とは、「法主体の自律性 (l'autonomie d'un sujet de droit)」であり、「社会環境の内部ですべての人 (personne) に帰属しなければならず、国際社会においてはとりわけ国家に帰属しなければならない、自ら身を処する自由」である⁽⁷⁶⁾。

ヴェルーヴェンによれば、このアプローチは、伝統的な理解に対して二つの根本的な修正を加える。すなわち、まず第一に、前もっての国際法と国内法の権限配分は必要なくなる。国際法が規律していない事項においてはこの自由がより一層尊重されるべきである可能性はあるが、国際法の規律の有無によってこの自由自体が左右されることはないのである。第二に、「もはや、非常に付随的に以外には、多かれ少なかれ秘め

⁽⁷⁵⁾ Verhoeven, *supra* n.13, 499.

⁽⁷⁶⁾ *Ibid.*, pp. 499–500.

られた意図や目的を考慮する理由はなくなる。……単に、二国を対立させる利益の衝突を、その古典的原則において、その客観的な価値に基づいて解決すべきである」⁽⁷⁷⁾。

ヴェルナー・ヴェンの主張は難解だが、要するに、国際法により国家に委ねられた裁量権限とは区別される「法主体の自律性」を、不干渉原則の保護範囲として主張していると言えよう。すなわち彼は、国家の「権限」の次元と国家の「法主体」性の次元を区別し、不干渉原則は後者に関連するものであると捉えていると解釈することができる。

第3項 内乱への影響力行使の法的規制

干渉の禁止における規律対象行為の概念に関連して、内乱への影響力行使を独立の規律対象行為と考える場合、その適法性が問題となる。

(1) 万国国際法学会決議⁽⁷⁸⁾

1975年の万国国際法学会の決議は、その第2条で、「第三国は、他国の領域において戦われている内戦(civil war)の諸当事者に援助を与えることを慎まなければならない」と規定し、既存政府であるか否かを問わず、内戦の当事者への援助を原則的に禁止している。援助の禁止の内容としては、正規軍または非正規軍の直接の派遣や編成の禁止だけでなく、中立法上の中立国の諸義務に類比される諸義務も含まれている。すなわち武器の援助および、「当該戦争の帰趨に実質的な影響を有しそうな(likely)」財政的・経済的援助、自国領域を内乱の当事者に使用させること、暫定政府の尚早の承認が禁止され、さらに、自国領域において私人が遠征軍を編成し、装備を収集し、または内戦を引き起こすために自国領域から出発することを阻止するために、あらゆる手段を講じる義務が課されている。また、国境を越えて侵入したいずれの当事者の軍隊も武装解除し抑留する義務も課されている。

ただし、この決議は、第1条において、「内戦」の概念を限定するこ

⁽⁷⁷⁾ *Ibid.*, p. 500.

⁽⁷⁸⁾ Institut de Droit International, *supra* n.53, vol. 55 (1975), pp. 544-549.

とによって、これらの諸義務の適用範囲を制限している点に注意する必要がある。とくに、「局地的な混乱または暴動」は、内戦には含まれない。

また、内戦における援助の禁止についても、いくつかの例外を承認している。第4条において、まず、あるべき法規則として、内戦の犠牲者の利益のための人道的援助は「許容されるとみなされるべきである」と規定される。次に、国連により指示、容認または勧告された援助は禁止されない。また、「内戦の帰趨に何らの実質的な影響を有しそうにない(not likely)」技術的または経済的援助を継続することも禁止されない。

例外としてとくに重要なのは、「外国の干渉」と題された第5条である。この規定では、「内戦中において、上記諸規定に違反して干渉が生じた場合には、国際連合により指示、容認または勧告された諸措置を留保して、第三国は、憲章および他のすべての関連する国際法規則に従ってのみ、他方当事者に支援を与えることができる」とされ、この決議に違反して干渉が発生した場合には、他国はそれに対処するための対抗的干渉を許容されることを示唆している。ただし、その具体的要件については、「憲章および他のすべての関連する国際法規則」に送致されており、明確化されていない。

(2) 既存政府の要請による干渉の原則的禁止とその例外

この決議以降の近年の学説は、既存政府の同意・要請に基づく干渉の合法性の問題に関心を集中させている。議論の基本的枠組みは、干渉行為の内容、干渉の目的、内乱の性格などによって、法的帰結が異なるか否かというものであるように思われる。

多くの学説は、万国国際法学会と同様、内乱において、叛徒は言うまでもなく、既存政府に対する援助も原則として禁止されるという立場をとっている。ただし、その際にも、既存政府の要請・同意に基づく援助については、一定の例外を認めることが少なくない。

例えばグレイ(Christine Gray)は、万国国際法学会と同様に、内戦において既存政府に対して外部からの破壊活動がある場合および、内戦に至らない単なる騒乱の場合には、既存政府の要請・同意に基づく援助は

許容されると指摘している⁽⁷⁹⁾。

ドズワルドーベック (Louise Doswald-Beck) は、「反乱が広範でありかつ真剣に既存体制の転覆を目的としている」場合には、先行する外部の干渉の存在によって正当化される場合を除けば、外国が反乱を鎮圧するために既存政府を援助できるかどうか疑わしいと結論づけている。ここでも、単なる騒乱および、先行する干渉に対する対抗的干渉については、既存政府の同意に基づく援助が許容されることが示唆されている。さらに、「内戦中に諸国が武器および他の軍事的補給を諸政府に供給することに対する禁止は何ら存在しないように見える」と、軍事力の使用に至らない支援についても、禁止から除外されている⁽⁸⁰⁾。

他方、クリスタキス (Théodore Christakis) とバンヌリエ (Karine Bannelier) は、内戦については不干渉原則が妥当し一方当事者への援助は禁止される⁽⁸¹⁾が、その際、対内武力紛争としての内戦に至らない単なる騒乱の場合にも、要請に基づく援助は許容されないと主張している⁽⁸²⁾。ただし同時に彼らは、広範な例外を承認しているように思われる。まず、外部から叛徒への援助が存在する場合、既存政府の要請に基づく対抗的干渉は許容される⁽⁸³⁾。さらに、干渉の目的が、内乱の帰趨を決定することではなく、在外自国民の保護、テロとの戦い、そして越境攻撃を行う反対勢力との戦いという限定的な目的である場合には、政府の要請に基づく干渉は合法であるとされる⁽⁸⁴⁾。その上、彼らは、分離独

(79) Christine Gray, *International Law and the Use of Force*, 3rd ed., Oxford: Oxford University Press, 2008, p. 81.

(80) Louise Doswald-Beck, "The Legal Validity of Military Intervention by Invitation of the Government," *The British Year Book of International Law* (hereinafter, *BYIL*), vol. 56 (1985), p. 251.

(81) Théodore Christakis et Karine Bannelier, "Volenti non fit injuria?: les effets du consentement à l'intervention militaire," *Annuaire français de droit international*, tome 50 (2004), pp. 127-130.

(82) *Ibid.*, pp. 130-132.

(83) *Ibid.*, pp. 132-133.

(84) *Ibid.*, pp. 121-127.

立戦争を内戦と区別し、前者については、既存政府の支援が許容されると述べている⁽⁸⁵⁾。

(3) 既存政府の要請による干渉の原則的許容

以上のような、いずれにせよ既存政府の要請・同意によるものを含め、原則として干渉は禁止されるという見解に対して、既存政府の要請・同意に基づく干渉は国際法上許容されると主張する立場も存在する。

ノルテ (Georg Nolte) は、政府の要請がない場合には、対内紛争への外国軍隊の介入は原則として、干渉の禁止、武力行使禁止および人民の自決権に違反すると述べる⁽⁸⁶⁾。そこで既存政府の要請に基づく援助が問題となるが、ノルテによれば、これについては、局地的騒乱においては明白に許容されており⁽⁸⁷⁾、また軍隊の投入に至らない既存政府への武器援助は一般的に許容される⁽⁸⁸⁾。さらに、彼は、軍隊の投入についても、「諸政府の、諸限定および諸例外を伴うが原則的な、外国軍隊を要請する権能」が国際法上存在すると述べる⁽⁸⁹⁾。ノルテは、このような既存政府の要請による干渉の原則的合法性を前提に、不干渉、自決権、人権という国際法の諸原則⁽⁹⁰⁾や政府の民主性⁽⁹¹⁾に照らして、紛争の性格、政府の性格および行態、援助の種類および態様といった観点から差異化された諸規則が導出されると結論づけている⁽⁹²⁾。

リーブリック (Eliav Lieblich) もまた、国際法上、国際場裡において政府は国家を代表することを根拠に、「政府に有利な、反証可能性のある推定」が存在すると主張する⁽⁹³⁾。彼によれば、現代国際法において

(85) *Ibid.*, pp. 133-134.

(86) Nolte, *supra* n.56, p. 560.

(87) *Ibid.*, p. 548.

(88) *Ibid.*, p. 148

(89) *Ibid.*, p. 604.

(90) *Ibid.*, pp. 560-579.

(91) *Ibid.*, pp. 596-602.

(92) *Ibid.*, pp. 602-603.

は、主権概念が、領域に対する実効的コントロールから文民を保護する責任へと転換しているのであり、それに伴い実効性の概念も、領域への実効的コントロールから文民の実効的保護へと変化している。この変化は、諸国は保護する責任の下での諸責務を他の諸国が実現するのを支援すべきであるという帰結をもたらし、その結果、援助を求める既存政府の権能はむしろ強化されるのである⁽⁹⁴⁾。

第3節 構成

従来、一般的に、干渉についての国家実行の展開に関しては、19世紀前半のヨーロッパにおいて、正統主義に基づく絶対主義諸国の干渉権の主張に対抗するために、英国や米国などによって不干渉原則が主張され⁽⁹⁵⁾、さらにその後19世紀後半から20世紀前半にかけて、ヨーロッパ諸国や米国の干渉を否定するための中南米諸国による不干渉の主張⁽⁹⁶⁾によって発展させられたものとされている⁽⁹⁷⁾。

そこで本研究では、第1章、第2章で、19世紀前半のヨーロッパと、19世紀末から20世紀前半の米州の国家実行を検討する。そして終章において、冷戦期における諸国の態度を示唆する代表例として友好関係原則宣言を分析したい。これら国家実行の探索を通じて、第一に、不確定性の主張の前提問題である、干渉についての規範自体に関して国家実行上対立は存在してこなかった否かという問い、具体的には、規律対象行為は強制なのか、強制と区別される規律対象行為は存在しないのか、適法性判断基準について、諸国の一致が存在してきたかなどを解明し、第二

(93) Eliav Lieblich, *International Law and Civil War: Intervention and Consent*, London: Routledge, 2013, pp. 140–141.

(94) *Ibid.*, pp. 187–190.

(95) Oppermann, *supra* n.2, p. 1436; Schröder, *supra* n.36, p. 620.

(96) Arangio-Ruiz, *supra* n.61, pp. 252–265.

(97) 双方に言及するものとしては、Wehser, *supra* n.2, pp. 29–32; Neuhold, *supra* n.12, pp. 278–284; Beyerlin, *supra* n.2, p. 226; Abi-Saab, *supra* n.13, pp. 225–226; Noel, *supra* n.10, pp. 6–58; 山本、前掲書（註2）、215–216頁など。

に、干渉にする規範が存在するとしても当該規範は確定性を欠く一般条項であるとされてきたか否か、そして一般条項ではなく個別事例の一回的諸事情による補完なしに画一的に適用できるという意味で抽象的な法規範として不干渉原則が根拠づけられるかどうかは、国家および主権を国際法の外部の事実ととらえるか国際法上の制度とみなすかという選択によって左右される問題であったか否かを、確かめたい。

他方で、カーティヤやロウが問題としていたのは、学説による国家実行に基づく実定法の補完の限界の問題であった。したがって、一般国際法に影響を与えうる学説も同時に検討する必要がある。そこで、強制を規律対象行為とし、国内管轄事項を適法性判断基準とする、学説の発達を明らかにするため、強制 (dictatorial interference) としての干渉概念を確立したオッペンハイム (Lassa Oppenheim)、国内管轄事項概念を導入したケルゼン (Hans Kelsen) およびフェアドロス (Alfred Verdross) の議論を、それぞれ、第3章、第4章で検討する。